

委員会提出議案第11号

新庁舎建設特別委員会の設置期間の延長について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年11月30日提出

南相馬市議会議長 今村 裕 様

提出者 新庁舎建設特別委員長  
渡部 一 夫

委員会提出議案第11号

新庁舎建設特別委員会の設置期間の延長について

南相馬市議会議長 今 村 裕

令和2年11月30日

次のとおり新庁舎建設特別委員会の設置期間を延長する。

1. 設置期間 令和4年11月30日までとする。なお、本特別委員会は議会の閉会中も必要に応じ活動できるものとする。